

4

四 第13条第1項の規定に違反して青少年に指定がん具類を販売し、または頒布した者

五 第12条または第16条第2項の規定に違反して掲示を怠つた者

2 前項第1号から第4号までの各号の一に該当する者が、法人または人の代理人、使用人その他の従業者であるときは、その法人または人及びその代理人に対しても、前項の警告を発することができる。

3 第1項第1号から第4号までの警告は、東京都規則で定める様式による警告書を交付して行うものとする。

(罰則)

第25条 第18条第1項第1号、第2号、第3号若しくは第4号または同条第2項の規定による警告に従わず、なお、第9条第1項、第10条第1項、第11条または第13条第1項の規定に違反した者は、3万円以下の罰金または科料に処する。

第28条 第9条第1項、第10条第1項、第11条、第13条第1項または第16条第1項の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第25条または第26条第2号の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

(両罰規定)

第29条 法人の代表者または法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関して、第25条、第26条または第27条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対しても、各本条の刑を科する。ただし、法人または人が、その代理人、使用人その他の従業者のした当該違反行為を防止するため、相当の注意及び監督を怠らなかつたことが証明された場合においては、その法人または人については、この限りではない。

2 条例の一部改正の経緯

[平成4年改正の経緯]

本条例は、昭和39年8月制定以来現在まで、都民をはじめ関係機関・団体並びに関係業界の協力によって、成果をあげてきた。

しかし、最近の青少年を取り巻く社会環境は、日々大きく変化しており、青少年にとって好ましくない情報や娯楽施設等も数多く見受けられるようになった。

とりわけ、コミック単行本については、その体裁、内容、販売状況から、青少年が容易に入手でき、その影響を受けやすいものであるとして、青少年健全育成関係者などをはじめ関係者の間で、議論がなされ、社会対応が求められた。

東京都においても、住民団体、青少年育成団体等から早急に対応措置をとるよう、要望書や請願書等が出された。

これらの内容は、「健全育成条例で的確に対応してほしい。」「即応できるよう条例を改正してほしい。」等というもので、その後これらとは反対に「漫画の作者の立場を理解してほしい。」「表現の自由を守るべきだ。」という要望も出された。

一方、昭和50年代後半以後の急速なビデオ機器の発達・普及とビデオソフトの一般化に伴い、これまでの映画・テレビを中心とした映像文化は、その様相を大きく変えることとなった。

特に、ビデオについては、近年の急速なビデオ機器の普及、ビデオソフトの大量制作・販売、ビデオレンタル店の急増などにより、青少年のビデオとの接触が深まるにつれて、特に露骨な性描写を中心とする、ビデオソフトの青少年に及ぼす影響が社会問題になった。

そして昭和63年から平成元年にかけて起こった連続少女誘拐殺人事件を契機として、ビデオソフトに注目が集まり大きな社会問題となった。

東京都では、このような状況のもとで東京都青少年問題協議会からの「青少年にかかるビデオソフト対策について」（平成4年1月24日付）の答申や「いわゆるポルノ・コミックへの対応について」（平成4年1月24日付）の意見具申、また都民の要望等も踏まえ、青少年の健全育成をより一層推進するための対応を慎重に検討してきた。

東京都議会は、平成3年7月11日、全会一致で「不健全（有害）図書類の規制に関する決議」をするとともに、8月の総務生活文化委員会で、請願に対する審査が行われ、「先の議会における決議の趣旨、及び青少年健全育成審議会の意向を尊重し、早急に対応策を講ぜられたい。」という意見が付されて採択された。

このような経緯の中で、平成4年第1回都議会定例会に「東京都青少年の健全な育成に関する条例」改正案が上程され、3月27日可決、3月31日付で公布された。改正された条項については、「都民からの申出」と「小委員会制度」が4月から、罰則等に関する事項は5月から、また「ビデオの指定事項」は6月から、それぞれ施行された。

〔参考〕不健全（有害）図書類の規制に関する決議

21世紀を担う子供たちが、世界に羽ばたく活力と創造に満ち、心身ともに健全に育つことは、都民共通の強い願いである。

一方、最近の出版界は、情報化社会の進展に伴い流通機構等も大きく様変わりしてきている。その中で、近年いたずらに性的好奇心をそそる子供たち向けの不健全図書類がはん濫し、子供たちの健全な育成を図る上での大きな阻害要因の一つとして、社会問題化しており、こうした現状を憂慮する親をはじめ多くの都民から、不健全な図書類の時宜を得た規制を望む声が寄せられているところである。

子供たちの健全な育成を図る上で、公共の福祉と言論・出版の自由に留意しつつ、不健全図書類の子供たちへの販売等に対する速やかな規制措置が行われることは、是非とも必要なことである。

よって、東京都議会は、業界による自主規制についての行政指導の強化をはじめ、不健全図書類の販売等に関する規制が迅速・適切に行われるよう、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」改正の検討も含め、早急な対応を強く望むとともに、今後とも子供たちの健全な育成に全力を傾注するものである。

右決議する。

平成3年7月11日

東京都議会

〔平成9年改正の経緯〕

東京都においては、第17期青少年問題協議会（昭和63年）で、「淫行処罰規定」を設けることは不適当であるとの答申がなされたこともあり、本条例では、他の道府県にある、いわゆる「淫行処罰規定」は設けられていなかった。

しかし、情報化が進展し、性意識が変化する中で、テレホンクラブ等の風俗産業に安易にかかわる青少年と、その相手方となる成人の行動が社会問題となり、「援助交際」と称する売買春、売買春類似の行為が行われたり、性的なパソコンソフトが急増した。

このような青少年と性をめぐる社会状況の変化に対し、青少年健全育成条例の改正を求める請願や陳情が20万人を超える都民から寄せられ、都議会は、三回にわたりこれらの請願・陳情を審査し、「青少年の基本的な人権を尊重しつつ、議会における審議の経過を踏まえ、有効な対応策を講じられたい。」との意見を付けて採択した。

東京都では、第22期青少年問題協議会に対し、「東京都青少年の健全な育成に関する条例について（淫行処罰規定及びCD-ROM等パソコンソフト対策について）」諮問した（平成8年5月28日）。

青少年問題協議会では、平成9年4月3日に中間答申「性の商品化が進む中での青少年健全育成—東京都青少年の健全な育成に関する条例に関して—」がまとめられ、その中で、いわゆる「淫行」概念は否定しつつも、謙抑的立場に立って青少年保護のために売買春等の相手方となった大人を処罰する、いわゆる買春（かいしゅん）等処罰規定の設置が答申された。

この中間答申では、①「買春等処罰規定」を新たに設ける、とした他に、

② CD-ROM等パソコンソフトを図書類に含め規制の対象とする、

③ テレホンクラブ等の営業規制を新たに実施する、

④ 青少年の性的自己決定能力の育成の施策を実施する、

という内容が答申された。

この答申を受け、平成9年第2回都議会定例会に、「東京都テレホンクラブ等営業及びデートクラブ営業の規制に関する条例案」を上程し、6月6日可決され、6月13日公布、8月13日から施行した（一部経過措置あり）。

さらに、同年第3回都議会定例会には、買春等処罰規定の設置や図書類にCD-ROM等パソコンソフトを含めることなどを内容とする「東京都青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例案」を上程し、10月9日可決され、10月16日付けで公布、12月16日から施行した。

〔参考〕平成9年条例一部改正の特徴

平成9年の改正条例は、他県の青少年保護育成条例と比較して、

① いわゆる「淫行」概念をとらず、売買春等の相手方となった大人を処罰する買春等処罰規定を導入したこと、

② 処罰規定の導入に際し、青少年の基本的な人権等への配慮を条例に明記したこと、

③ 規制だけでなく、青少年の性的判断能力を育成するための施策を条例に明記したこと、

に大きな特徴がある。

他県のいわゆる「淫行処罰規定」は、「青少年に対するみだらな性行為又はわいせつな行為」を規制対象とし、処罰の範囲が広い上に、構成要件に、倫理的、主観的な側面があるため、青少年の

性に関する行動全般を不良視するおそれや、構成要件が不明確になるおそれが指摘されていた。そこで、平成9年度の条例改正では、規制対象を「金品等の供与等を伴う性交又は性交類似行為及び周旋による性交又は性交類似行為」（買春等）とし、処罰の範囲を限定するとともに、構成要件の客観化、明確化を図っている。

また、「淫行処罰規定」の適用に当たっては、捜査、起訴、裁判の段階で青少年が聞かれたくないことを聞かれたり、青少年の心が傷つけられるおそれがあるとの問題が指摘されていた。そこで、青少年問題協議会の中間答申や都議会における請願・陳情採択の際の付帯意見を踏まえ、買春等処罰規定の導入に当たっては、特に青少年の人権や身体的・精神的な特性への配慮を条例に明記している。

さらに、法規制によるだけでは、売買春や援助交際等性の商品化の問題がすべて解決されるものではないこと、「性」とは人間の生き方そのものであり、青少年の健全育成を進める上で、青少年の性的な判断能力を育むことは基本的かつ重要な課題であることから、条例に青少年の性的判断能力の育成を明記している。

(表) 都議会文教委員会における青少年健全育成条例に係る請願・陳情について

請願・陳情件名等	審 査 日			総 数
	平成8年4月18日	平成8年9月4日	平成9年2月21日	
(1) 「青少年健全育成条例」の改正に関する請願・陳情について	431件 168,461人	67件 12,384人	7件 20,641人	505件 201,486人
(2) 「青少年健全育成条例」の改正に関する陳情について (「ネットクラブ」・「テレホンクラブ」の脱線を求めるもの)	—	4件 1,974人	—	4件 1,974人
小 計	431件 168,461人	71件 14,358人	7件 20,641人	509件 203,460人
(3) 「青少年健全育成条例」の改悪反対に関する請願・陳情について	401件 5,765人	46件 400人	4件 8人	451件 6,173人
(4) 「青少年健全育成条例」の廃止に関する陳情について	13件 13人	—	—	13件 13人
小 計	414件 5,778人	46件 400人	4件 8人	464件 6,186人
総 計	845件 174,239人	117件 14,758人	11件 20,649人	973件 209,646人

※ 審査の結果

(1)及び(2) 「青少年の基本的人権を尊重しつつ、議会における審議の経過を踏まえ、有効な対応策を講じられたい。」との意見を付して採択（意見付き採択）

(3)及び(4) 不採択

〔平成13年改正の経緯〕

近年、様々なメディアを通じて、露骨な性表現や残虐な暴力シーン等、青少年に影響を及ぼす有害情報が多く見られ、また、青少年に身近なコンビニエンスストア等で容易に接することができる状況が、社会的に大きな問題となっている。

こうした状況に的確に対応するため、平成12年5月11日、東京都では第24期東京都青少年問題協議会に対し、「メディアを中心とした社会環境の変化と青少年の健全育成」について諮問し、そのうち「東京都青少年の健全な育成に関する条例の一部改正」について、専門部会に調査・審議を付託した。

東京都青少年問題協議会では、この間、総会、専門部会、起草委員会、拡大専門部会を開催し、平成12年12月20日に中間答申「東京都青少年の健全な育成に関する条例の一部改正について（不健全図書類の指定事由の追加及び不健全図書類の効果的な規制のあり方など）」がまとめられ、その中で次の三点について、条例改正の具体的な方向性を示している。

- ①「不健全図書類の指定事由の追加」として、著しく青少年の自殺や犯罪を誘発するおそれの強い図書類についても不健全指定できるようにする、
- ②「不健全図書類の効果的な規制のあり方」として、コンビニエンスストア等での区分陳列の必要性和、それを明確に規定し、実効性のある方策を検討する、
- ③「自動販売機の規制のあり方」として、雑誌・ビデオ自動販売機の届出制を検討するとともに、青少年の目にふれない、手に入らないような効果的な措置を事業者に求めていくこと、

その他、諮問機関である東京都青少年健全育成審議会の慎重かつ十分なチェック機能を期待する旨の提言があった。

この中間答申を受け、平成13年第一回都議会定例会に、「東京都青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、平成13年3月29日可決され、平成13年3月30日公布、平成13年7月1日（不健全図書類の指定事由の追加、自動販売機等に関する規制）及び平成13年10月1日（区分陳列に係る規定）から施行された（一部経過措置あり）。

〔参考〕平成13年条例一部改正の概要

平成13年の改正した条例の概要は、

- ① 不健全図書類の指定事由の追加
「著しく自殺若しくは犯罪を誘発するおそれのあるもの」を指定事由として追加する。
- ② 区分陳列義務等（新設）
図書類販売業者等に対し、不健全指定図書類の区分陳列義務を課するとともに、自主規制団体又は発行者が青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると判断し、発行者がその旨を表示した図書類についても、区分陳列を行うものとする。
- ③ 自動販売機等に関する規制（新設）
自動販売機による雑誌、ビデオ等の販売等に関し、自動販売機等管理者の設置、自動販売機等設置の届出、不健全指定図書類の収納禁止等の義務を課することとする。
- ④ 東京都青少年健全育成審議会の機能強化必要に応じ専門的事項に対応するために、専門委員をおくことができるとする。
- ⑤ 罰則等②の指定図書類の区分陳列義務違反、③の自動販売機等規制の違反については、罰金又

は料金を科すものとする。

〔平成16年改正の経緯〕

近年、有害な情報の氾濫や青少年が凶悪な犯罪に巻き込まれる事件の発生など、青少年を取り巻く環境は、益々悪化し、憂慮すべき事態となっている。

このような状況を受け、平成15年10月3日に「子どもを犯罪に巻き込まないための方策を提言する会」から、東京都に緊急提言がなされた。その提言では、精神的に未熟な青少年の健全な育成にとって妨げとなる、有害情報や有害環境の改善は一刻の猶予も許さない状況にあるとの認識が示されている。

この喫緊の課題に対処するため、平成15年10月28日、東京都では第25期東京都青少年問題協議会に対し、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」の一部改正、とりわけ、不健全図書類の効果的な規制のあり方、その他青少年の深夜外出の防止方策等の事項について検討するよう諮問した。

東京都青少年問題協議会では、諮問の検討を始めるに当たって、インターネットにおけるわいせつ情報等の氾濫が問題となった。膨大な量と画像の著しい卑わい性、動画が視聴できること、さらには青少年が容易にアクセスできることなどから、青少年の健全育成に与える影響が大きいことについて全委員の意見の一致を見たが、一方、それを規制することが極めて困難であり、短期間で実効性のある方法を見出すことが困難である点でも、大方の意見が一致した。

また、諮問を検討する中で、個別指定制度と包括指定制度の実効性についても論議された。

東京都では、業界の自主規制を尊重し、規制は必要最小限にとどめるという都健全育成条例の基本的精神及び、公平性、適正性を重んじ、公平で専門的な審議会の判断を経て個別に指定するという基本的考え方に基つき、条例制定以来個別指定制度を採用している。

しかし、個別指定には指定数や指定のタイムラグという構造的な限界があり、自主規制も、全ての関係者が遵守するという保証はない。よって、「多種、多量に出版販売されている図書のうち、量的に規制の対象となるものを幅広く指定できる」「発行間隔の短い週刊誌等についても指定が可能である」という包括指定の長所は、個別指定や自主規制の欠点を補う点から一定の積極的評価をすべきである。

一方、包括指定では個別の指定図書名が明示されないことから、運用段階での実効性を確保するための十分な指導体制を整備することは難しい。また、内容によらず量的な規制だけで図書の不健全性を100%問うことや審議会の議を経ないで不健全図書指定がなされることの是非等の問題点もある。

これらのことを総合的に勘案し、当面は、包括指定の導入は見送り、指定図書は、区分陳列する場合であっても包装して販売することを義務づけるなど個別指定制度の改善が望まれる、という結論となった。

このように、東京都青少年問題協議会は、総会、専門部会、起草委員会、拡大専門部会において諮問事項を検討し、平成16年1月19日に「青少年が安心して育つ環境を、大人が責任を持ってつくるために－有害情報の効果的な規制、青少年の深夜外出の防止策等について－」を答申した。

答申では、青少年が健全に育つ環境をつくるため、大人には認められているが、精神的に未熟な青少年が触れるべきでない情報、行うべきでない行為を明確にすること、すなわち、子どもの世界と大人の世界を、大人が責任をもって線引きすること、大人に責任ある行動を求めるとともに青少年自身の自覚を促すことが、条例による青少年健全育成の基本とされている。

答申の主な提言は、以下のとおりである。

- 1 青少年が健全に育つ環境をつくるために、
 - ① 指定図書類及び表示図書類に包装を義務付ける。
 - ② 自動販売機に見えない、買えない装置の設置と稼動を義務付けるとともに、学校周辺への設置について制限を講ずる。
 - ③ 青少年を深夜外出させないよう保護者に努力義務を課すとともに、保護者の承諾なしで深夜に青少年を連れ出すことを禁止する。また、大人や事業者は深夜外出している青少年の保護及び善導に努める。
 - ④ 深夜立入制限の対象施設にカラオケボックス、まんが喫茶・インターネットカフェを追加する。
- 2 青少年が犯罪を犯すことを防ぐために、
 - ① 日常生活で所持する必要のない危険な刃物を指定し、青少年への販売を禁止する。
 - ② 青少年から古物を買受け等することを制限する。
- 3 青少年が被害者となることを防ぐために、
 - ① スカウトの勧誘行為に対する規制方法の検討を都に求める。
 - ② 生セウ禁止規定を設け、禁止されるべき行為であるという認識を宣言する。
- 4 対策の実効性を確保するために、
 - ① 深夜立入制限施設などの調査については、警察官に立入調査権を付与することが適当である。
 - ② 地域住民の有害環境を改善する意欲を活かす仕組みづくりが望まれる。

この答申を受け、平成16年第一回都議会定例会に、「東京都青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、平成16年3月30日可決され、平成16年3月31日公布された。

施行期日は平成16年4月1日とされたが、周知及び措置期間が必要な規制の施行日は、平成16年6月1日（指定刃物の販売等の制限、質受け及び古物買受けの制限、着用済み下着等の買受け等の禁止、青少年への勧誘行為の禁止、深夜外出の制限）、平成16年7月1日（不健全図書類の制限、深夜立入制限の対象施設の追加）、規則で定める日（自動販売機等への観覧及び購入できない措置）とされた。

〔参考〕平成16年条例一部改正の概要

今回の改正にあたっては、心身ともに成長過程にある青少年の世界を大人の世界と区分けすることを基本として、規制の実効性の強化を図った。

主な改正内容は、以下のとおりである。

- ① 指定図書類及び表示図書類の包装を義務付ける。
- ② 日常生活において不要で危険な刃物を指定し、指定された刃物についての販売等を規制する。
- ③ 図書類自動販売機等に商品が見えず、かつ、青少年が購入できないように年齢識別装置等の設置とその稼動を義務付ける。
- ④ 保護者の同意がない場合の古物の買受け等を規制する。

- ⑤ 着用済み下着等の買受け等を禁止する。
- ⑥ 着用済み下着等の売却、風俗店での接客業務への従事及び風俗店の客となることを勧誘する行為を禁止する。
- ⑦ 青少年を深夜に外出させないよう保護者に努力義務を課すとともに、大人が保護者の承諾なしで深夜に青少年を連れ出し等することを禁止する。
- ⑧ 深夜立入制限の対象施設にカラオケボックス、まんが喫茶・インターネットカフェを追加する。
- ⑨ 深夜立入制限施設などの調査に関して、警察官に立入調査権を付与する。
- ⑩ 児童買春防止法との整合性をとるため、規定の整備を行う。
- ⑪ 東京都青少年健全育成審議会について、小委員会を常設化する。

なお、同時に改正された施行規則の主な改正点は、以下のとおりである。

- ① 不健全図書等の認定基準について、これまで「東京都青少年の健全な育成に関する条例第5条、第8条及び第14条の規定に関する認定基準」で行われていたものを、施行規則の中に規定し、明確化する。
- ② 新たに条例で規制された事項について、その基準を明確化する。

〔平成17年改正の経緯〕

近年、さまざまなメディアを通し青少年の健全な育成を阻害する情報が氾濫し、青少年の関心を引いて、容易に手に入る状況となっている。また、青少年が凶悪な犯罪に巻き込まれる事件など、青少年が育つ環境は悪化し、憂慮すべき事態となっている。特にインターネットや携帯電話から流れる有害情報に対して青少年は無防備となっており、急速に発展するネット社会の危険から青少年を守ることは焦眉の課題である。また、成長過程にある青少年が直面する性に対する関わり方や虐待・非行などの場合の保護者のあり方も大きな社会問題となっている。

これらの喫緊の課題に対処するため、知事は平成16年11月2日に、第26期東京都青少年問題協議会に対して、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」のあり方についての諮問を行った。青少年問題協議会では、インターネットの有害情報への対応、青少年の性に対する関わり方等について検討し、平成17年1月24日にその結果を緊急答申として提言が行われた。

この緊急答申及び都民の意見等を踏まえ、平成17年第一回都議会定例会に、「東京都青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、平成17年3月30日可決され、平成17年3月31日公布、都の責務については平成17年4月1日から、青少年の性に対する関わり方に関するもの及び青少年に対する保護者の養育に関するものについては平成17年7月1日から、インターネットの利用環境の整備に関するものについては平成17年10月1日から施行することとなっている。

〔参考〕平成17年条例一部改正の概要

青少年の健全な育成を図るため、インターネットの利用環境の整備、青少年の性に対する関わり方及び青少年の育成に関する保護者の責務に関する規定を新設した。

(1) インターネットの利用環境の整備に関するもの

- ① インターネット接続事業者は、フィルタリングの勧奨と提供等に努める。
- ② インターネットカフェは、フィルタリング付の機器を提供するよう努める。
- ③ 保護者は、青少年にフィルタリングを利用させるよう努める。
- ④ 保護者等は、青少年に、インターネットの利用の危険性、過度の利用による弊害について教育するよう努める。

(2) 青少年の性に対する関わり方に関するもの

- ① 保護者等は、安易な性行動により、人間形成が阻害されないよう、慎重な行動を促す啓発・教育を行うよう努める。心身の変化が著しい青少年に、特に慎重であるよう配慮を促すよう努める。
- ② 青少年に情報を提供する者は、健全な育成を阻害する情報を提供しないよう、自主的な取組に努める。
- ③ 青少年とみだらな性交等の禁止。違反者に罰則(青少年は免責)

(3) 青少年に対する保護者の養育に関するもの

- ① 青少年を健全に育成する責務を自覚し、保護・教育に努める。
- ② 児童虐待などの状況に基づく、行政機関の助言・指導を尊重し、適切に努める。

(4) 区市町村及び都民等と協働して、青少年を健全に育成する施策を推進する体制の整備

〔平成19年改正の経緯〕

平成17年に条例の一部改正により、インターネット接続事業者に対し、有害情報を取り除くためのフィルタリングの開発並びに利用者への提供及び告知・勧奨に努める等の規定を新たに設け、その措置を講じてきた。

しかしながら、モバイル通信技術の発達や定額制導入などにより携帯電話からのインターネット利用が急速に拡大したこと、家電量販店や携帯ショップでは、フィルタリングサービスの提供を告知し、その利用を勧奨することが行われておらず、ひいては、青少年を持つ家庭や保護者に認知されていない状況にあった。

こうしたことへの対策として、携帯電話販売業者等に対しフィルタリング告知の義務づけを徹底させることが喫緊の課題とされ、平成19年第一回都議会定例会に条例の一部改正案を上程し、平成19年3月9日可決され、同年3月16日公布、同年7月1日から施行することとなった。

〔参考〕平成19年条例一部改正の概要

青少年の健全な育成を図るため、インターネットの利用環境の整備に関する規定を追加した。

○ インターネットの利用環境の整備に関するもの

インターネット事業者のために利用者と契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者に対しても、青少年の利用の有無の確認、フィルタリングサービスの告知・勧奨するよう努めなければならないことを定めた。

〔平成22年改正の経緯〕

平成17年・平成19年の条例改正により、都は国に先駆けてフィルタリングの普及を進め、青少年がインターネットを安全に安心して利用できるよう、その利用環境の整備に取り組んできた。

しかし、メディア社会が広がる中で、青少年がインターネットや携帯電話を通じ青少年には好ましくない有害情報が氾濫し、青少年が犯罪やトラブルに巻き込まれ、被害者や加害者となる事態も頻発していた。

また、児童ポルノがインターネットを中心にまん延、氾濫しているほか、青少年を対象とする強姦や近親相姦等の悪質な性行為を不当に賛美・誇張するような漫画等を青少年が容易に購入することができる状況が見られた。

このような状況を踏まえ、第28期東京都青少年問題協議会において、青少年とインターネット・携帯電話等との適切な関係づくりを支援する具体的な方策や、児童を性の対象として扱うメディアの現状を改善するための方策等に関する答申が出され、青少年をめぐるこれらの課題に対し、条例改正を含めて都が的確にかつ迅速に対応していくことが求められた。

このような漫画等に関する区分陳列への取組を進めるに当たっては、従来と同様、関係業界の自主的な取組が重要である一方、平成16年度以降平成22年までに不健全指定された図書類の約半数が自主規制団体に属さないいわゆるアウトサイダーの出版社により発行されたものであり、このようなアウトサイダーについては、積極的な自主的な取組が期待できないものであること、意図的に自主的な取組を行わない出版社が放置されれば、自主的な取組を行う出版社に対しても不公平であることを考えれば、新たな基準に基づく区分陳列を徹底するためには、自主規制団体による自主規制だけでは十分ではなく、自主規制によっては区分陳列等をされないもののうち著しく悪質なものについては、行政の責任として不健全指定を行い、義務的に区分陳列させることができる仕組みが必要であると考えられた。

これらを踏まえた検討の結果、都は、平成22年第一回都議会定例会に、青少年の健全な性的判断能力の形成を妨げるおそれのある漫画等についての区分陳列を、実効性を持って推進しようとするため、自主規制や表示図書の基準に係る規定と不健全指定基準に係る規定の双方に新たな基準を追加する等の規定を含む「東京都青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例」を上程したが、規定の文言の指すところが曖昧である、実効性に欠ける等の懸念が示され、都議会総務委員会における継続審査を経て、第二回都議会定例会において同案は否決された。

こうしたことから、第一回・第二回都議会定例会等における議論及び改正内容を巡る各方面との意見交換等を踏まえ、主として3点について見直しを加え（※）、平成22年第四回都議会定例会にて再度条例改正案を上程し、平成22年12月15日可決、平成22年12月22日公布されることとなった。

なお、第四回都議会定例会における可決に際し、

「第七条第二号及び第八条第一項第二号の規定の適用に当たっては、作品を創作した者が当該作品に表現した芸術性、社会性、学術性、諧謔的批判性等の趣旨を酌み取り、慎重に運用すること。

また、東京都青少年健全育成審議会の諮問に当たっては、新たな基準を追加した改正条例の趣旨に鑑み、検討時間の確保など適正な運用に努めること。」との付帯決議が付された。

施行期日は平成23年7月1日であるが、都の責務などを定めた一部の規定は平成23年1月1

日又は同年4月1日とされた。

※ 主な見直し

1 当初の上程案においては、悪質な性行為を賛美する漫画を子供が容易に手に取ることができる現状を改善するため、

○ 「非実在青少年」（18歳未満の登場人物）との悪質な性行為をみだりに肯定的に描写する漫画を区分陳列の対象に追加

○ 上記の漫画の「まん延の抑止」に関する都民等の責務を規定

していたが、文言の趣旨が不明確である、「大人も読めなくなる」とのおそれを抱かせる等の懸念を踏まえ、第四回都議会定例会での上程に際しては、以下のとおりの修正・削除を行った。

○ 区分陳列の対象が、「刑罰法規に触れる性交若しくは性交類似行為」又は「婚姻を禁止されている近親者間における性交若しくは性交類似行為」を、不当に賛美又は誇張する漫画等であることを明確に規定

○ 「まん延の抑止」関連規定については、削除

2 当初案では、児童ポルノの根絶に向けた都民の自主的な取組を促進するため、

○ 「何人も児童ポルノをみだりに所持しない責務を有する」と規定

していたが、国の児童ポルノ法改正論議と相まって、様々な議論があったことなどから、

○ 「都民は、児童ポルノを根絶することについて理解を深め、その実現に向けた自主的な取組に努めるものとする。」

との規定とした。

3 当初案では、インターネット回線・携帯電話を用いたインターネット利用に際し、インターネット上の有害情報による子供の被害の防止を図るため、

○ フィルタリングにより制限すべき有害情報の考え方を示して事業者の責務を規定

としていたが、いわゆる青少年インターネット環境整備法で定める「青少年有害情報」との関係が不明確である等の指摘を受け、

○ 防止すべき子供の被害に着目して事業者の責務を規定することとした。

〔参考〕平成22年条例一部改正の概要

青少年の健全な育成を図るため、インターネットの利用環境の整備、図書類の青少年への販売等に関する規定等の整備、児童ポルノの根絶等に係る都の責務等に関する規定を設けた。

(1) インターネットの利用環境の整備に関するもの

① 携帯電話端末等の推奨制度の創設

○ 都は、青少年の年齢に応じ、青少年の健全な育成に配慮した携帯電話端末及び機能を推奨することができる（H23.7.1施行）。

② フィルタリングの実効性の向上

○ 事業者は、インターネットにより青少年の犯罪の被害等が生じている実態を踏まえ、フィルタリングの性能及び利便性の向上を図るよう努める（H23.4.1施行）。

③ フィルタリングを解除する場合の手続きの厳格化

- 保護者は、青少年が使用する携帯電話の契約に際し、フィルタリングを利用しない旨の申し出をする場合には、正当な理由等を記載した書面を事業者に提出しなければならない（H23. 7. 1施行）。
- 事業者は、青少年を使用者とする携帯電話の契約に際し、保護者に対しフィルタリングの内容等を記載した説明書を交付しなければならない（H23. 7. 1施行）。
- 事業者は、保護者からフィルタリングを利用しない旨の書面の提出を受けたときは、その書面の内容を記録・保存しなければならない（H23. 7. 1施行）。
- ④ インターネット利用に係る保護者等の責務
 - 保護者は、青少年のインターネットを利用した違法行為・自己又は他人に対する有害行為を防ぐため、青少年のインターネットの利用状況を適切に把握し、的確に管理するよう努めなければならない（H23. 4. 1施行）。
 - 都は、インターネットを利用して違法行為等をした青少年の保護者に対し、必要に応じ、再発防止に資する情報の提供その他の支援を行うよう努める（H23. 4. 1施行）。
- ⑤ 青少年や保護者に対する効果的な啓発
 - 都は、青少年がインターネットの利用に伴う危険性及び過度の利用による弊害について適切に理解し、これらの除去に必要な知識を習得することができるようにするため、啓発について指針を定める（H23. 4. 1施行）。
- (2) 図書類等の青少年への販売等の制限に関するもの
 - ① 出版業者や販売業者等は、漫画やアニメーション等の画像のうち、刑罰法規に触れる性交・性交類似行為又は婚姻を禁止されている近親者間における性交等を、不当に賛美又は不当に誇張するように描写又は表現しているものについて、青少年への販売・閲覧等を制限するよう努める（H23. 4. 1施行）。
 - ② 知事は、上記の漫画等のうち、著しく社会規範に反する性交・性交類似行為を、著しく不当に賛美又は著しく不当に誇張するように描写又は表現しているものを、青少年への販売・閲覧等を禁止する不健全図書類に指定することができる（H23. 7. 1施行）。
 - ③ 知事は、図書類発行業者の発行する図書類が、1年間に不健全指定を6回受けた場合に、事業者等に対して必要な措置をとるよう勧告できるほか、勧告後6カ月以内に再び不健全指定を受けた場合は、その旨を公表することができる（H23. 4. 1施行）。
- (3) 児童ポルノの根絶等に関するもの
 - ① 児童ポルノの根絶等に向けた都の責務等
 - 都は、事業者及び都民と連携し、児童ポルノを根絶するための環境の整備に努める（H23. 1. 1施行）。
 - 都民は、児童ポルノを根絶すべきことについて理解を深め、その実現に向けた自主的な取組に努める（H23. 4. 1施行）。
 - 都は、みだりに性欲の対象として扱われることにより、心身に有害な影響を受け、自己の尊厳を傷つけられた青少年に対し、その青少年が受けた影響から回復等することができるよう、支援のための措置を適切に講ずる（H23. 1. 1施行）。
 - ② 児童ポルノ及びいわゆるジュニアアイドル誌等に係る保護者等の責務
 - 保護者や青少年の育成に関わる者は、青少年が、児童ポルノや13歳未満の者を衣服の全

- 部若しくは一部を着けない状態又は水着や下着のみ着けた状態で扇情的なポーズをとらせ、みだりに性欲の対象として描写した図書類（いわゆる悪質なジュニアアイドル誌、DVD等）や映画等の対象とならないよう、適切な保護監督及び教育に努めなければならない（H23. 4. 1施行）。
- 事業者は、事業活動に関し、13歳未満の青少年が、前項の図書類等の対象とならないよう努めなければならない（H23. 4. 1施行）。
- 知事は、保護者や事業者が、13歳未満の青少年をみだりに性欲の対象として描写した図書類で著しく扇情的なものを販売等したときは、その保護者や事業者に対し、必要な指導・助言やそのために必要な説明・資料の提出を求めることができる（H23. 4. 1施行）。

3 条例の制定及び一部改正の主な年表

年 月 日	事 項
昭和38.10.11	台東区中学校PTA連合会会長ほか10名から「青少年の保護育成の条例設置」に関する請願が都議会に提出される。
11.25	都議会総務首都整備委員会で同請願が採択される。
12.12	都知事、東京都青少年問題協議会に「青少年の保護育成に関する条例の制定について」諮問する。
12.21	都議会本会議で同請願が採択される。
39. 5.11	東京都青少年問題協議会、「青少年健全育成条例について」答申する。
6.30	総務局が「東京都青少年の健全な育成に関する条例案」を昭和39年第2回定例都議会に提出、委員会に付託される。
7.24	委員会において聴聞会を2日間にわたり開催し、参考人9人から意見を聴取する。
7.27	委員会決定の修正案を都議会本会議へ上程、修正案どおり可決成立する。
8. 1	「東京都青少年の健全な育成に関する条例」（以下「健全育成条例」という。）を公布する。
10. 1	健全育成条例を施行する。
63. 3.30	東京都青少年問題協議会、「現代青少年と性をめぐる社会的諸問題について」答申する。
平成 3. 7.11	都議会で「不健全（有害）図書類の規制に関する決議」をする。
8.29	有害図書類の規制に關しての請願を審査する（総務生活文化委員会）。
9.20	都議会で有害図書類規制関係の請願が意見付で採択される。
4. 1.24	東京都青少年問題協議会が、「青少年にかかるビデオソフト対策について」の答申及び「いわゆるポルノコミックへの対応について」の意見具申をする。
3.27	都議会で「健全育成条例の一部を改正する条例」を可決する。
3.31	「健全育成条例の一部を改正する条例」を公布する。
8. 4.18	都議会文教委員会で健全育成条例の改正に関する請願・陳情が意見付で採択される。
5.28	都知事、東京都青少年問題協議会に「健全育成条例について（淫行処罰規定及びCD-ROM等パソコンソフト対策について）」諮問する。
6.26	都議会本会議で請願・陳情が採択される。
9. 4	都議会文教委員会で健全育成条例の改正に関する請願・陳情が意見付で採択される。
9.20	都議会本会議で請願・陳情が採択される。
10.14	都は、東京都青少年問題協議会にテレホンクラブ等の営業に関する対応について意見を求める。
9. 2.21	都議会文教委員会で健全育成条例の改正に関する請願・陳情が意見付で採択される。
3.28	都議会本会議で請願・陳情が採択される。
4. 3	東京都青少年問題協議会、「性の商品化が進む中での青少年の健全育成—健全育成条例に關して—」答申する（中間答申）。

平成 9.4.17	都議会文教委員会で中間答申について報告及び質疑が行われる。
6. 6	都議会で「東京都テレホンクラブ等営業及びデートクラブ営業の規制に関する条例」（以下「テレホンクラブ等の営業規制条例」という。）を可決する。
6.13	テレホンクラブ等の営業規制条例を公布する。
8.13	テレホンクラブ等の営業規制条例を施行する。
10. 9	都議会で、買春等処罰規定の導入やCD-ROM等パソコンソフトを図書類に含めること等を内容とする「健全育成条例の一部を改正する条例」を可決する。
10.16	「健全育成条例の一部改正条例」を公布する。
11. 1	テレホンクラブ等の営業規制条例に基づくテレホンクラブ等の広告規制が本格化する。
12.16	「健全育成条例の一部改正条例」を施行する。
10.12.16	都議会で、「テレホンクラブ等営業及びデートクラブ営業の規制に関する条例の一部を改正する条例」を可決する。
12.25	「テレホンクラブ等営業及びデートクラブ営業の規制に関する条例の一部を改正する条例」を公布・施行する（一部は、平成11年4月1日施行）。
12.5.31	都知事、東京都青少年問題協議会に「メディアを中心とした社会環境の変化と青少年の健全育成について（不健全図書類の指定事由の追加及び不健全図書類の効果的な規制のあり方など）」諮問する。
12.12.20	東京都青少年問題協議会、「メディアを中心とした社会環境の変化と青少年の健全育成—東京都青少年の健全な育成に関する条例の一部改正について」答申する（中間答申）。
13.3.29	都議会で、不健全図書類の指定事由の追加、区分陳列及び図書類の自動販売機の規制を内容とする「健全育成条例の一部を改正する条例」を可決する。
3.30	「東京都青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例」を公布する。（平成13年7月1日施行、一部は平成13年10月1日施行）
7. 1	「健全育成条例の一部改正条例」を施行する。
10. 1	「健全育成条例の一部改正条例」を施行する。（区分陳列規定）
13.12.19	都議会で、「テレホンクラブ等営業及びデートクラブ営業の規制に関する条例の一部を改正する条例」を可決する。
13.12.26	「東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例」を公布する。
15.10. 3	「子どもを犯罪に巻き込まないための方策を提言する会」から東京都に緊急提言がなされる。
10.28	都知事、東京都青少年問題協議会に健全育成条例の改正について、不健全図書類の効果的な規制のあり方、その他青少年の深夜外出の防止策等の事項を検討するように諮問する。
16.1.19	東京都青少年問題協議会、「青少年が安心して育つ環境を、大人が責任を持ってつくるために—有害情報の効果的な規制、青少年の深夜外出の防止策等について—」を答申する。
3.30	都議会で、心身ともに成長過程にある青少年の世界を大人の世界と区分けすることを基本とする「健全育成条例の一部を改正する条例」を可決する。

平成16.3.31	「健全育成条例の一部を改正する条例」及び「健全育成条例施行規則」を公布する。
4.1	周知及び措置期間が必要な規制を除き、「健全育成条例の一部を改正する条例」を施行する。
6.1	指定刃物の販売等の制限、質受け及び古物買受けの制限、着用済み下着等の買受け等の禁止、青少年への勧誘行為の禁止、深夜外出の制限について施行する。
7.1	不健全図書類の制限、深夜立入制限の対象施設の追加について施行する。
11.2	都知事、東京都青少年問題協議会に健全育成条例の改正について、インターネット・携帯電話からの有害情報に対する効果的な対策、青少年の性に対する関わり方、青少年に対する保護者の養育のあり方等の事項を検討するように諮問する。
17.1.1	雑誌・ビデオ類自動販売機等への観覧及び購入できない措置について施行する。
1.24	東京都青少年問題協議会、「青少年をめぐる社会的諸問題の解決にむけて－インターネットの有害情報への対応、青少年の性に対する関わり方等について－」を答申する。
3.30	都議会で、「健全育成条例の一部を改正する条例」を可決する。
3.31	「健全育成条例の一部を改正する条例」を公布する。
4.1	周知及び措置期間が必要な規制を除き、「健全育成条例の一部を改正する条例」を施行する。
7.1	「健全育成条例の一部改正条例」を施行する。（青少年の性に対する関わり方、青少年に対する保護者の養育のあり方に関する規定）
10.1	「健全育成条例の一部改正条例」を施行する。（インターネット・携帯電話からの有害情報に対する効果的な対策に関する規定）
19.3.9	都議会で、「健全育成条例の一部を改正する条例」を可決する。（インターネット・携帯電話からの有害情報に対する効果的な対策のため、携帯電話販売業者等に対するフィルタリング告知の義務付けに関する規定）
3.16	「健全育成条例の一部を改正する条例」を公布する。
7.1	「健全育成条例の一部改正条例」を施行する。
22.12.15	都議会で、「健全育成条例の一部を改正する条例」及び「東京都デートクラブ営業の規制に関する条例の一部を改正する条例」を可決する（東京都デートクラブ営業の規制に関する条例については、法令改正に伴い、条例におけるデートクラブ営業の定義から、出会い系喫茶営業に係る部分を除外）。
12.22	「健全育成条例の一部を改正する条例」及び「東京都デートクラブ営業の規制に関する条例の一部を改正する条例」を公布する。
23.1.1	児童ポルノの根絶等に向けた責務に関する規定の一部について「健全育成条例の一部改正条例」を施行し、「東京都デートクラブ営業の規制条例の一部改正条例」を施行する。
23.4.1	インターネット利用に係る事業者・保護者等の責務、児童ポルノの根絶等に向けた責務、悪質なジュニアアイドル誌等に係る保護者等の責務及び図書類等の青少年への販売等の制限に係る規定の一部について「健全育成条例の一部改正条例」を施行する。

平成 23.7.1	不健全な図書類等の指定及び表示図書類の販売等の制限に係る新基準並びに携帯電話端末等による青少年有害情報の閲覧防止措置並びに青少年の健全な育成に配慮した携帯電話端末等及び機能の推奨制度に関する規定等について「健全育成条例の一部改正条例」を施行する。
-----------	---

東京都青少年の健全な育成に関する条例の解説

登録番号(23)20

平成23年7月 発行

編集発行 東京都青少年・治安対策本部 総合対策部 青少年課
〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話 03-5388-3186

印刷 (有)雄久社

〒154-0017

東京都世田谷区世田谷一丁目24番7号

電話 03-5451-7030

270

古紙ハルプ配合率70%再生紙を使用しています